

東日本大震災の被災者支援要綱に基づく実施方針

1. 東日本大震災の被災者支援要綱の第11に基づき、被災者支援活動交付金の交付額の決定のため「実施方針」を定める。
2. 被災者支援活動交付金の決定は、交付申請に基づき交付申請額を基に算出する。材料費及び交通費等の経費を確認して算出する。
3. 交付額は算出経費の2分の1とする。ただし、交付申請額が算出経費の2分の1以下の場合は交付申請額までとする。
4. 交付額は第3の規定にかかわらず、申請毎に最大10万円を限度とする。
5. 平成24年4月25日以降に支援活動を実施し、交付申請する会員に適用する。
(附則) 本方針は、平成24年12月3日から実施する。